平成２１年（フ）第８０８号
埼玉県入間郡三芳町大字藤久保815番地３
サンアルカディア204号
債務者　翁長　朝伸
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第８１３号
埼玉県富士見市大字東大久保843番地２
債務者　新井美代子
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第８３６号
埼玉県入間市扇町屋２丁目７番　10―504号
債務者　小林智恵子
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第４９号
埼玉県入間市大字仏子1355番地１
債務者　塩野　正志
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第５１号
埼玉県川越市上野田町11番地５　スターコート川越101号室、前住所埼玉県川越市南通町１番地５　クリオ川越壱番館204号室
債務者　内藤　浩美
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第６７０号
新潟県新潟市東区はなみずき２丁目８番17号
債務者　山崎　明彦
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１４７号
新潟県新発田市上内竹871番地１
債務者　川村　　輝
1　決定年月日時　平成22年１月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２１年（フ）第５５２号
静岡県三島市徳倉1000番地の５　遠藤ハイツＡ－１Ｆ－Ｆ
債務者　飯島　達也
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第５９８号
静岡県沼津市西椎路92番地の７
債務者　天野　裕子
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第２６２７号
愛知県知多郡武豊町字上原129番地８
債務者　長沼　　誠
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３１３９号
愛知県知多郡武豊町大字冨貴字臓ノ内19番地13　メゾンウッド富貴Ｄ号
債務者　樋口　大樹
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３６１８号
愛知県津島市南本町７丁目62番地６
債務者　岡野　美保
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３６３２号
名古屋市南区北内町３丁目３番地
債務者　相場　美佳
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３７２２号
愛知県津島市中一色町弥六山179番地
債務者　磯部　久光
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３７３８号
名古屋市中村区城主町２丁目25番地の１　山村建設
債務者　吉田　　明
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３２号
名古屋市天白区高坂町93番地　高坂荘15棟504号
債務者　松尾　昭宏
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第５８０号
愛知県一宮市開明字雲閑寺郭31番地２
債務者　安達　明宏
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第１０３号
京都府宮津市字須津1113番地
債務者　河嶋　　弘
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
京都地方裁判所宮津支部